

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2078号)

令和元年5月17日

横情審答申第2078号

令和元年5月17日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月30日教特教第1564号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立高等特別支援学校等入学選抜 検査結果一覧（平成29年度横浜市立特定高等特別支援学校等分）のうち、請求者本人の検査結果」及び「平成30年度入学者（特定年月日実施）筆記による適性検査の回答用紙のうち、請求者本人分」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市立高等特別支援学校等入学選抜 検査結果一覧（平成29年度横浜市立特定高等特別支援学校等分）のうち、請求者本人の検査結果」及び「平成30年度入学者（特定年月日実施）筆記による適性検査の回答用紙のうち、請求者本人分」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、「横浜市立高等特別支援学校等入学選抜 検査結果一覧（平成29年度横浜市立特定高等特別支援学校等分）のうち、請求者本人の検査結果」の職業検査の検査項目名並びに「平成30年度入学者（特定年月日実施）筆記による適性検査の回答用紙のうち、請求者本人分」の問題3の⑤⑥を除く部分及び問題4から問題10までの問題文を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市立高等特別支援学校等入学選抜 検査結果一覧（平成29年度横浜市立特定高等特別支援学校等分）のうち、請求者本人の検査結果」（以下「個人情報1」という。）及び「平成30年度入学者（特定年月日実施）筆記による適性検査の回答用紙のうち、請求者本人分」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月21日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち、個人情報1には、各検査項目に対して、具体的にどのような検査を行ったかが記載されている。また、個人情報2には、筆記による適性検査において出題された問題文が記載されている。
- (2) これらの項目を開示すると、適性判断のための観点が明らかになり、過去の検査

項目から予想される問題内容のみを練習し、教育課程の履修が可能な者であるかの判断に支障がでることが考えられ、次年度以降の入学選抜において、正確で公平な検査の実施が困難になるおそれがあるため、条例第22条第7号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 一部開示では内容が理解できない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 横浜市立高等特別支援学校等入学選抜に係る事務について

ア 横浜市では、軽い知的障害等がある者に職業教育を中核とした高等部教育を行う学校として、横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校及び横浜市立若葉台特別支援学校知的障害教育部門高等部（3校を総称して以下「市立高等特別支援学校」という。）を設立している。市立高等特別支援学校では、志願者の状況を的確に把握し、それぞれの学校の教育課程に対応できるかを判断するため、入学選抜を実施している。実施機関は、平成30年度横浜市立日野中央高等特別支援学校・二つ橋高等特別支援学校・若葉台特別支援学校知的障害教育部門高等部生徒募集要項に基づき入学者の募集を行い、それぞれの学校独自の運動検査、筆記による適性検査等により、入学選抜を行った。

イ 本件審査請求に係る特定市立高等特別支援学校（以下「本件高等特別支援学校」という。）では、平成30年度入学選抜検査（以下「本件検査」という。）として、運動検査、職業検査、集団及び筆記による適性検査並びに生徒個別面接を実施した。本件検査の具体的内容は公表しておらず、筆記による適性検査の問題文の持ち出しも認めていない。

ウ なお、神奈川県においては、仮に市立高等特別支援学校の入学選抜に不合格となったとしても、県立養護学校の後期選抜に出願して受検をすることで、いずれかの学校に入学できることとなっている。

##### (2) 本件保有個人情報について

個人情報1は、本件検査の結果一覧のうち、審査請求人に係る部分であり、本件

検査における審査請求人の受検番号、受検者名、運動検査5項目の検査項目名、点数及び合計点、職業検査2項目の検査項目名、点数及び合計点、筆記検査の点数、集団検査4項目の検査項目名、点数及び合計点、個別面接の合計点並びに総合計点が記載されている。

個人情報2は、本件検査における筆記による適性検査の問題兼解答用紙であり、問題文、審査請求人の解答及び採点結果が記載されている。

実施機関は、個人情報1の運動検査5項目、職業検査2項目及び集団検査4項目の検査項目名（以下「非開示部分1」という。）並びに個人情報2の問題文（以下「非開示部分2」という。非開示部分1及び非開示部分2を総称して以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当し非開示としたと説明しているため、当審査会で平成31年3月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件非開示部分をあらかじめ知っていれば、次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜でどのような検査が実施されるのかをある程度類推し、その出題傾向から受検対策ができる。

(イ) 高等部への入学を希望する者は、県内のいずれかの高等特別支援学校に入学できる仕組みとなっているため、審査請求人が次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜検査を受検することは、原則としてあり得ない。しかしながら、本件非開示部分を開示することで、次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜検査の受検を検討している生徒が本件検査の内容を様々なネットワークを通じ審査請求人から入手する可能性がある。

(ウ) 本件高等特別支援学校の入学選抜検査は、受検する生徒が過年度の検査内容から出題傾向等を分析して、あらかじめ受検対策をすることを許容する性質の検査ではなく、受検対策によらない生徒の能力を見ることで、その生徒が本件高等特別支援学校の教育課程に適応できる資質を備えているかを判断

するための検査である。受検対策をした生徒が入学選抜検査を受検すると、その生徒の資質を正確に判断することができなくなってしまう。

(エ) また、次年度以降の入学選抜検査において、本件検査の内容を入手した生徒と他の生徒の間で点数に開きが出る等、入学選抜の公平性を欠くことになる。

(オ) 以上のことから、本件非開示部分は、開示すると次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜の正確で公平な実施が困難になるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本人開示請求は、本人開示請求者の自己の個人情報を本人開示請求者のみに開示する制度であり、情報公開制度による開示請求と異なり、何人にもその情報を開示するものではない。よって、審査請求人が次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜検査を受検する可能性がないのであれば、本件非開示部分を開示したとしても、次年度以降の本件高等特別支援学校の入学選抜の実施に支障を及ぼすことはないとも考えられる。しかしながら、次年度以降に受検する生徒が本件検査の内容を様々なネットワークを通じ審査請求人から入手する可能性があるという実施機関の説明も否定することはできない。したがって、次年度以降に受検する生徒が本件非開示部分を入手する可能性を考慮したうえで、以下検討する。

(イ) 非開示部分 1 の本号該当性について

当審査会が非開示部分 1 を見分したところ、運動検査 5 項目及び集団検査 4 項目の検査項目名には、それぞれの項目でどのような検査が実施されるのか推測できる情報が記載されていた。これらの情報をあらかじめ入手すれば、次年度以降に受検する生徒がその内容を反復的に練習し、受検対策をすることができる。そうすると、生徒の資質を判断するために実施している入学選抜の目的を達成することができなくなるおそれがある。また、受検する生徒間で不公平が生じる可能性も否定できない。

したがって、非開示部分 1 のうち運動検査 5 項目及び集団検査 4 項目の検査項目名は、開示することにより、本件高等特別支援学校の入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、職業検査 2 項目の検査項目名については、運動検査及び集団検査の

検査項目名と異なり、これを開示したとしても、検査の内容を推測し、受検対策をすることはできない情報であった。

したがって、非開示部分1のうち職業検査2項目の検査項目名は、開示することにより、本件高等特別支援学校の入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、非開示部分1のうち、運動検査5項目及び集団検査4項目の検査項目名は本号に該当するが、職業検査2項目の検査項目名は本号に該当しない。

(ウ) 非開示部分2の本号該当性について

当審査会が個人情報2を見分したところ、論理的思考力、表現力等に関する記述式の問題、生徒自身や本件高等特別支援学校に関する問題及び漢字の読み書き、計算問題等の基礎学力に関する問題から構成されていた。

論理的思考力、表現力等に関する記述式の問題については、これをあらかじめ入手すれば、本件高等特別支援学校がどのような観点から生徒の能力を見ているかを推測し、本件高等特別支援学校が求める解答を記述できるように対策をすることができる可能性がある。そうすると、生徒の資質を判断するために実施している入学選抜の目的を達成することができなくなるおそれが生じる。また、受検する生徒間で不公平が生じる可能性も否定できない。

したがって、非開示部分2のうち、論理的思考力、表現力等に関する記述式の問題文は、開示することにより、本件高等特別支援学校の入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

生徒自身や本件高等特別支援学校に関する問題については、卒業後の企業就労等をめざす教育方針を特色としている本件高等特別支援学校を受検するうえで当然に解答できることが求められる基礎的な問題であると考えられ、あらかじめ受検対策をしたからといって、生徒の能力を見ることができなくなるとはいえず、また、あらかじめこれらの情報を入手した生徒とそうでない生徒の間に点数の開きが生じるとも考え難い。

したがって、非開示部分2のうち生徒自身や本件高等特別支援学校に関する問題文は、開示することにより、本件高等特別支援学校の入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

漢字の読み書き、計算問題等の基礎学力に関する問題については、基礎学

力を問う一般的な試験問題と同じ性質を有する問題である。これらの情報をあらかじめ入手し、受検対策をすることで入学選抜検査の得点が上がったとしても、それは生徒の本来の基礎学力が向上したというべきであり、そのことによって生徒の能力を見ることができなくなるとはいえない。また、これらの情報を次年度以降に受検する生徒が入手したときは、次年度以降の入学選抜検査でどの程度のレベルの問題が出題されるかを推測したうえで、受検対策のための勉強をすることができるが、それは本件高等特別支援学校の入学選抜検査のためだけの勉強ではなく、通常の学習の延長であり、受検する生徒間で不公平が生じるとはいえない。

したがって、非開示部分2のうち、漢字の読み書き、計算問題等の基礎学力に関する問題文は、開示することにより、本件高等特別支援学校の入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、非開示情報2のうち、論理的思考力、表現力等に関する記述式の問題は本号に該当するが、生徒自身や本件高等特別支援学校に関する問題にあたる問題3の⑤⑥を除く部分及び漢字の読み書き、計算問題等の基礎学力に関する問題にあたる問題4から問題10までの問題文は、本号に該当しない。

#### (4) その他

本件検査のような入学選抜検査については、透明性の確保や検査問題の質の向上を図る観点から、本来、検査実施後に公開されることが望ましいとも考えられる。

当審査会としては、実施機関が、市立高等特別支援学校の入学選抜検査に係る検査問題等の公開について検討することを望むものである。

#### (5) 付言

実施機関は、本件処分の非開示理由について、条例第22条第7号柱書の該当性を主張しているが、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書の非開示とする根拠規定欄では、根拠規定を条例第22条第7号アと記載している。この点について実施機関に確認したところ、この記載は誤記であるとのことであった。

実施機関においては、本人開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しない場合には、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について正確に記載する等適正に対応することを望むものである。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、個人情報1の職業検査の検査項目名並びに個人情報2の問題3の⑤⑥を除く部分及び問題4から問題10までの問題文を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年3月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年4月19日 (第232回第三部会) 平成30年4月24日 (第314回第一部会) 平成30年4月27日 (第335回第二部会)	・諮問の報告
平成31年1月11日 (第350回第二部会)	・審議
平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・審議
平成31年2月8日 (第352回第二部会)	・審議
平成31年3月8日 (第354回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成31年3月22日 (第355回第二部会)	・審議
平成31年4月10日 (第356回第二部会)	・審議